

平成25年度第3回北海道私立学校審議会議事録

- 1 日 時 平成26年2月12日(水) 13:30~15:30
- 2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室
- 3 委員定数 15名
- 4 出席委員 12名
(伊藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
栗原委員、吉田委員、高野委員、黒坂委員、佐藤委員、藤田委員)
- 5 傍聴者 6名
- 6 議 題
- (1) 報告事項
前回答申の処理状況について
- (2) 諮問事項の審議
- | | |
|-------------------------------|-------|
| 私立幼稚園の設置計画について | (1件) |
| 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について | (6件) |
| 学校法人の解散認可について | (1件) |
| 私立専修学校の廃止認可について | (1件) |
| 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について | (1件) |
| 私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更認可について | (2件) |
| 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について | (1件) |
- (3) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、榮委員、佐藤委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立幼稚園の設置計画について

「(仮称)認定こども園あおぞら幼稚園の設置計画(諮問番号第1560号(1))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

幼稚園の設置計画について、説明させていただきます。

まず、はじめに、学校設置に当たっての審査スケジュールについてですが、幼稚園の新設の場合、開設年度の前々年度に計画書を提出していただき、その計画内容を私学審議会でも審査し了承された場合、申請者は園舎の建設に着手することになります。その後、開設年度の前年度に認可申請していただき、私学審議会でも審査するという、いわゆる2段階の審査手続きを行っているところです。今回は、第1段階の計画申請の諮問ということになります。

次に、設置計画について審査する際の基準や考え方などについて説明します。計画の内容審査に当たっては、国の「幼稚園設置基準」と道の「幼稚園の設置等の認可に関する審査基準」に基づき審査しています。

具体的には、幼稚園の定員の規模が70人以上となっているか、1学級の幼児数が35人以下であるか、園長、教諭など必要な教職員体制を整えているか、幼稚園の施設に必要な保育室・遊戯室等を設けているか、また、その広さは基準を満たしているかなどについて審査をしております。

また、収容定員の設定については、当該市町村の幼児数データや、幼児のうち幼稚園に通園している割合、いわゆる「就園率」などをもとに、建設予定地を中心とした地域の就園見込幼児数を把握し、計画定員を上回る就園幼児数が見込まれるかといった観点から審査を行っているところです。

なお、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園に関しては、平成18年10月に認定こども園に関する法律施行時に、国から要請があり、道の認可基準に「幼保連携施設を構成する保育所を設置する社会福祉法人から、私立幼稚園の設置認可申請があった場合は、社会福祉法人を設置者として取り扱う」こと、定員規模について「幼稚園と保育所の定員合計が70人以上であって、かつ、3歳から5歳の人数は保育所の幼児を含めて35人以上であれば、幼稚園の定員が70人に満たなくても幼稚園の設置認可を受けることができる」ことをなどを特例基準として定めているところです。

それでは、資料1ページにあります、(仮称)認定こども園あおぞら幼稚園に係る設置計画についてです。

本件は、津別町において、親の就労の有無を問わず、0歳から就学前のすべての子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に行う「認定こども園」を整備する計画に基づく幼稚園の設置計画です。

町では、現在、季節保育所3園と私立幼稚園1園がありますが、いずれの施設も老朽化が著しく、町の総合計画に幼保一元化の取り組みを盛り込み、検討が進められ、平成27年4月から、4施設を統合し、幼稚園と保育所を一体として運営する「幼保連携型認定こども園」を開設する方針が決定されました。

本件の申請者は、平成24年10月に設立準備会が設置された「社会福祉法人夢つべつ」です。同準備室では、本幼稚園設置計画提出と同時に、社会福祉法人の認可申請及び保育所の認可申請手続きを開始しており、平成26年度中に認可予定となっております。

幼稚園の開園時期については、平成27年4月を予定しています。

なお、本計画に併せて、町内で現在幼稚園を運営している「学校法人津別大谷学園」より「津別青葉幼稚園」を平成27年3月末で廃止予定と報告を受けております。当該幼稚園の廃止認可については来年度、本審議会に諮問する予定です。

学級編成及び定員については、現在の「津別青葉幼稚園」の園児数の推移や、今後の地域の幼児人口などを踏まえ、3学級、定員27人の申請となっております。なお、保育所の定員は0歳児から5歳児までの計85人となっており、3歳から5歳の人数は幼稚園と保育所の幼児を併せて81人を見込んでおり、幼保連携型認定こども園の特例基準に合致するところです。

教職員配置計画及び園地、園舎の整備計画は、基準等を満たしております。なお、園地については町から長期間、無償貸与される予定となっております。また、初年度の園児一人当たりの納付額は、入園料1万円、保育料月額1万8,000円、教材費・維持費・施設整備資金併せて1万7,400円、年額で合計24万3,400円の予定となっております。

設置計画に関して、津別町からは、「園舎建設予定地は、津別町が進めている「歩

いて暮らせるまちづくり」計画の一環で役場より500メートル圏内の中心市街地に位置しているほか、平成21年から建設を進めている「まちなか団地」にも近く、幼児教育にふさわしい環境にあり、幼稚園と保育所双方の機能を有する幼保連携型認定こども園を設置することにより、義務教育にスムーズに移行する効果がある。」との意見をいただいています。

以上のとおり、当該幼稚園の設置計画については道の審査基準を満たしております。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

「幌東幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1560号(2)）」から「大楽毛よしの幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1560号(7)）」までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料、2ページから3ページまで、幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可に関する諮問案件、6件です。

幼稚園の収容定員の減に関しましては、道といたしましては、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対し、適正定員についての検討をお願いしており、各法人において検討いただいた結果、前回、11月の審議会で、幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可申請を6件諮問させていただいたところですが、今回、学校法人の理事会の開催時期などの関係で11月に間に合わなかった案件として新たに6件の申請がありましたので、資料に基づき、ご説明いたします。

諮問番号第1560号(2)から(7)までを一括してご説明いたします。

2ページ、諮問番号第1560号の(2)、札幌市白石区の「幌東幼稚園」は、定員360名から315名へと45名の減。

(3)、小樽市の「桂岡幼稚園」は、160名から145名へと15名の減。

(4)、稚内市の「稚内幼稚園」は、140名から120名へと20名の減。

(5)、日高郡新ひだか町の「静内幼稚園」は、210名から180名へと30名の減。

(6)、紋別郡遠軽町の「遠軽中央幼稚園」は、120名から105名へと15名の減を行うものです。

次ページの(7)、釧路市の「大楽毛よしの幼稚園」は、160名から110名へと50名の減を行うものです。

変更の理由についてであります。 (2)の「幌東幼稚園」、(3)の「桂岡幼稚園」、(6)の「遠軽中央幼稚園」については、「認定こども園移行のため」としておりますが、これら3園は、平成26年4月より幼稚園の敷地内で認可保育所の運営を開始するため、保育園児の受け入れを想定して幼稚園の規模を縮小するものです。

この3園を除く3園は、いずれも「地域における就園見込み幼児数の減少」のため、定員を減少するものです。

6園の合計でいいますと、定員1,150名を975名に変更するものであり、全体で175名の定員減となっております。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましても、幼稚園の設置基準を満たしており、過去3年間の各園の実園児数の状況からも、定員減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてであります。該当する市及び町における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕があり、園児の収容に影響はない状況となっております。

変更時期は、いずれも平成26年4月1日となっております。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 学校法人の解散認可について

「学校法人瑞穂学園の解散認可(諮問番号第1560号(8))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料4ページをご覧ください。

今回諮問する案件につきましては、前回、11月の審議会におきまして認可可と答申を受けました、幼稚園の廃止認可申請3件のうち、みずほ幼稚園1園のみを設置する学校法人瑞穂学園から、当該幼稚園の廃止に伴い、幼稚園の廃止と同じく平成26年3月31日をもって学校法人を解散するとして解散認可申請があったものです。

解散に伴う残余財産については、寄附行為に基づき処分することとしており、解散後、4月以降に清算事務を行うこととしております。

清算が終了いたしましたら、本審議会に報告させていただくこととしております。

以上、学校法人の解散認可について、ご審議よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立専修学校の廃止認可について

「道央吉井式和裁専門学校に係る廃止認可(諮問番号第1560号(9))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料5ページ、諮問番号第1560号(9)をご覧ください。

本池サツ子氏が札幌市北区に設置する「道央吉井式和裁専門学校」の廃止認可についてです。

生徒の減少により、学校運営が困難となり、また、今後の改善も見込めないことから、学校廃止の申請があったものです。

既に、生徒募集を停止しており、在籍生徒は1人でしたが、その生徒も平成25年9月に学校を辞めたことにより、生徒が在籍しておりません。

教職員については、平成25年9月30日付けで全員退職しております。

廃止の時期は、平成26年3月31日です。

指導要録等については、個人立でありますことから、北海道、学事課の方で保管することになります。

以上、専修学校の廃止認可につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(5) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

「藤女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1560号(10))」

について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の6ページをご覧ください。

藤女子高等学校については、藤女子中学校と中高一貫教育を行っておりますが、中学校については3年前に収容定員を1学年160人に変更しております。今回、学年進行に伴い、高等学校の収容定員の変更認可申請があったもので、変更の時期は平成26年4月1日を予定しております。現在設置している学科は普通科のみで、各学年200人の収容定員を40人ずつ減じ、1学年160人とし、3学年合計では600人の収容定員を480人へと120人減じようとするものです。

基準上の支障は、特にございません。

よろしくご審議お願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(6) 私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更認可について

「クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可(諮問番号第1560号(11))」と「星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の名称変更等に係る学則変更認可(諮問番号第1560号(12))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

広域通信制課程に係る学則変更2点につきまして、資料7ページ、8ページを続けてご説明させていただきます。

まず、諮問事項のご説明の前に、高等学校の通信制課程の概要についてご説明させていただきます。

通信制課程とは、毎日高校に通うことができない生徒のためにつくられた制度でありまして、教科書等に基づいた生徒の自主学習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導の参加及び学力試験により所定の単位が認定されると、卒業が認められるものであります。制度発足当初は、勤労青年が主な対象となっていたところではありますが、現在では多様化する教育ニーズに対応して、全日制での学習が困難な不登校の生徒や、高校の中途退学者などが主な対象者となっているところです。通信制課程における教育の実施基準は、文部科学省令の高等学校通信教育規程に定められておりますが、面接指導等の教育は、本校以外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらには、他の学校として、大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設を利用することも認められているところでもあります。

それでは、資料の7ページをご覧ください。

学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校が生徒の多様なニーズに対応するため、面接指導施設の追加等を行うものです。

変更の時期は、平成26年4月1日を予定しております。

それでは、「7 変更の内容」をご覧ください。

現在、クラーク記念国際高等学校の教育区域は全国36都道府県となっており、面接指導及び試験等については、深川市の本校をはじめ、協力校10校、そして他の学校としまして、大学2校、短大1校、専門学校18校及び指定技能教育施設等46か所において行っております。この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場としまして、新たに6つの施設を追加しようとするも

のです。

追加する施設につきましては、案になります、神奈川県「IPU大学国際科学・教育研究所」、群馬県「中央高等専修学校前橋校」及び「桐生校」、愛知県「専修学校クラーク高等学院名古屋校」、大阪府「専修学校クラーク高等学院大阪梅田校」、兵庫県が設置しております「兵庫県立山の学校」であります。

また、イのところになります、岐阜県教育委員会から指定を受けた技能教育施設であります「クラーク高等学院岐阜校」が、施設充実のため移転したことに伴いまして、面接指導会場も変更しようとするものです。

次にウのところになります、群馬県「高崎芸術短期大学」は廃校のため、岩手県「北日本高等専修学校」及び愛知県「クラーク高等学院名古屋校」は先方から連係解除の申し出があったため、学則から削除しようとするものです。

いずれも、在校生への影響はありません。変更内容は以上であります。

各施設とも、教育に必要な施設整備を整えており、道の審査基準に適合しております。

引き続き、星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の名称変更等に係る学則変更認可について、説明いたします。

学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校は、学習障害などの特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、広く高等学校教育の機会を提供することを目的としており、この度、学校運営の充実を図るために、施設の名称変更等の変更に係る学則変更の認可申請があったものでございます。

変更の時期は、平成26年4月1日を予定しております。

資料の8ページをご覧ください。

現在、星槎国際高等学校の教育区域は、全国47都道府県となっており、芦別市の本校をはじめ、協力校1校、学習センター17か所、専門学校1か所、技能教育施設7か所、その他の教育施設1か所において面接指導等を行っております。

まず、面接指導及び試験を行うことのできる施設の名称変更についてでございますが、平成25年度に「福岡西学習センター」が福岡市中央区に移転以降、「福岡学習センター」と「福岡西学習センター」の名称が位置関係を正しく表していない状況にあることから、利用者に理解しやすいものとするため、それぞれの所在する行政区の名称を付し、「福岡東学習センター」、「福岡中央学習センター」にそれぞれ名称変更するものであります。なお、名称以外の変更はございません。

次に、教育課程の改訂についてですが、学習指導要領で、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、各学校で設けることができる学校設定科目・教科を追加するものであります。今回学校設定科目・教科に追加する、看護、美容、理容等の分野は、生徒の進路希望が多い分野であります、高校在学中に資格を取得することはできませんので、卒業後、専修学校等で資格取得などの実践的な教育を受ける必要があります。そういった生徒が、高校在学中から専門的分野の準備的な学習を行い、職業観や勤労観、働く姿勢などを身につけ進学することは、生徒本人にとって有益であると考え、追加するものでございます。

変更内容については、以上のとおりでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

「札幌日本大学高等学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1560号

(13))」について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

それでは ご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。

この案件は、学校法人 札幌日本大学学園が設置している「札幌日本大学高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請で、変更の時期は、平成26年4月1日を予定しております。

変更の理由については、資料の10ページの「別紙」をご覧ください。ここに記載されている「変更の理由」は、学校法人から提出を受けた申請書の該当部分をそのまま転記したものでありますので、お目通しいただければと思います。

次に、資料の9ページにお戻りいただき、中ほどの「7 収容定員変更の内容」についてであります。現在設置している学科は普通科のみで、各学年314人の収容定員を46人ずつ増やし、1学年360人とし、3学年合計では942人の収容定員を1,080人へと、138人増やそうとするものです。

また、教職員組織及び施設設備の基準上、支障のないものとなっております。

しかしながら、今回の申請については、この後、詳しく説明させていただきますが、審査基準の附則第3項のただし書きに適合するか否かについて、審議会でご審議をお願いしたいと考えております。

それでは、道の審査基準について、説明いたします。

別添資料1の8ページの四角で囲われている部分、附則の第3項をご覧ください。

この部分が、高等学校の定員増に係る規定となっておりますが、「私立高等学校の設置及び収容定員の増員に係る学則変更に関する審査に当たっては、当分の間は抑制的に対応する」とし、ただし書きで3つの例外的に配慮できる条件を定めております。

一つ目は、2行目中ほどにある、「ただし」以降になりますが、「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い私立高等学校の設置及び収容定員の増であって、教育条件が著しく向上することが期待される場合」、

二つ目は(1)の「同一学区内において、同一の学校法人が設置する私立高等学校の収容定員に係る学則変更であって、その前後において当該私立学校の収容定員の合計数が増加しないもの」

三つ目は(2)の「私立高等学校の収容定員に係る学則変更であって、北海道公私立高等学校協議会における協議の結果に基づき実施されるもの」となっております。

本申請は、(1)及び(2)には該当しておりません。

そのため、今回は、ただし書きの前段部分に適合するか否かについてご審議をいただきたいと思っております。

現行の審査基準は、平成12年に制定されたものであります。

制定までの経緯について説明しますので、別添資料2の「「これからの私立高校の発展をめざして」概要」をご覧ください。

平成4年当時、私立学校を取り巻く環境が、就学年齢人口の大幅な減少や情報化・国際社会の到来による社会・経済情勢の大幅な変動期にあったことから、私立学校審議会委員の提案により、審議会として、私立高等学校の振興方策を知事に建議することとし、同年6月、高等学校専門部会を設置し、その後約2年半の検討を重ね、平成6年12月に知事に建議されたものであります。

この中で、新設校の設置認可のあり方について、一番下に記載のとおり、道においては、当面、「原則的に抑制」の方向での対応が必要とした上で、ただし、地域における個々の事情や道内私学の振興に寄与するかなどを総合的に判断し、高校の新設が

特に必要と認められる場合には、例外的な配慮が必要としたところです。

詳細は、別添資料3の20ページから21ページに記載されております。

この建議を踏まえ、道としては、平成7年度以降、高等学校の新設及び定員増について、抑制的に対応してきたところでありますが、その後、平成12年3月に、いわゆる地方分権一括法により、私立学校等の設置認可等に関する事務が「自治事務」に変わることや、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るという流れを受けて、現行の審査基準を定める際に、この考え方を明文化したものであります。

以上、札幌日本大学学園の申請内容や道の審査基準、その制定経緯についてご説明させていただきました。

今回の申請内容が、審査基準の「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため極めて必要性の高い私立高等学校の設置及び収容定員の増であって、教育条件が著しく向上することが期待される場合」に適合するか否かについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【審議、質疑応答】

○会 長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員A 今、定員増に関わる条件について、3点説明がありました。この申請はいずれにも該当するものではないと受け止めております。

これまで道立高校、札幌市立高校と私学は、この急激な中卒者の減少期の中で定員調整を行ってまいりました。私学からは道立高校や札幌市立高校に対して、長年にわたって強く適正な間口減をお願いをし、その協議の結果、現在があります。

私学から、今この時期に特段の理由がない定員増を行うということは、信頼関係の崩壊につながる、あるいは、北海道の私学の立場が悪くなるのが想定されますので、この申請を認めることはできないと受け止めております。

○会 長 他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員B 現在の生徒数は何人でしょうか。

○事務局 札幌日本大学高校の本年5月1日現在の生徒数は、3学年で1,015人です。

○委員B 傾向としては増えているのですか。5月1日とは、平成25年5月1日ですよね。その前年は何人でしょうか。資料ありますか。

○事務局 申し訳ありません。今、生徒の実員数に関する資料を持ち合わせておりませんので調べてお答えさせていただきます。

○委員B 実員は傾向として増えているのですか。

○事務局 平成24年度については、定員を超過しております。

○委員B ありがとうございます。

○会 長 他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員C ただし書の「極めて必要性の高い私立高等学校の設置及び収容定員の増であって、教育条件が著しく向上されることが期待される場合」についてですが、今回の申請のどういことが、「著しく向上する」や、「必要性が高い」というのでしょうか。この申請内容は、ただし書の(1)と(2)には該当しないが、ただし書の前段部分に該当しているから、認めた方がよいということでしょうか。そうであれば、ただし書に、どのように、どうして当てはまるのか、お聞きしたいと思います。

○事務局 平成6年の私立学校審議会からの建議の中で、「既存校に例を見ない特色ある学科の設置や教育条件が著しく向上されることが期待される場合」、「地域において、新設校への具体的な要請やニーズがある場合」などを例示しまして「地域における個々の事情や道内私学の振興に寄与するかどうかなどを総合的に判断し、特に必要と認める場合については例外的に配慮する」と書かれております。

通信制課程については、全日制高等学校の中途退学者が増えていることや、現実問題として、不登校の生徒で、全日制の高校に通えないといった生徒が増えていることから、定員増を認めてきております。

なお、全日制高校については、この規定に基づいて認めた事例はございません。

○委員C 私は、定員増の理由について書かれている、9ページ、10ページを見ても、さほどすごい内容ではなく、ただし書に該当するとはあまり見えないので、ただし書のところに該当するというのであれば、その根拠を教えてくださいということを行っています。会長、この程度で定員増を認めていたら、次から次へと認めざるえなくなるのではないのでしょうか。

専門学校、大学としては、高校の数や生徒数が多くなるのは、結構なことですが、この内容では、定員増への理解が得られないのではないかと感じたものですから、こうだから、これを認めざる得ないという根拠を教えてください。

○会長 事務局、いかがですか。

○事務局 少し説明が不足していたと思いますが、今回のただし書の部分の基準が、例えば人数や面積といった定量的な基準であれば、事務局で判断ができる部分ですが、こういった文言による基準であること、また、この基準の基になったものが、私立学校審議会からの建議によるものであるということが背景にありましたので、今回、基準に適合するか否かをお諮りしているのものであります。

○委員C これは、適合しているから諮問した訳ではないと判断して良いのですね。とりあえず、審議会で、皆さんのご意見を聞きたいということですか。

○事務局 はい。今回については、このただし書に書かれた部分の審査が初めてのことなので、審議会の先生方のご意見をお伺いした上で判断したいということでございます。

○委員B この普通科とは昼間の学科で、通学するということですね。

ただし書の教育条件が著しく向上されることについてですが、面積や施設、教員数といった定量的な判断はどうなっているのですか。

○事務局 定量的な部分については事前に判断できますが、そこは問題なく、今回判断していただく必要はないということです。

○委員B 教育条件が著しく向上されることとは、例えばどういうことなのでしょう。

○事務局 既存校に例を見ないような学科の設置についてですと、例えば、北海道初めてという場合は、要件に適合する可能性はあるのではないかと思います。

○委員B 北海道で初めての場場合には、該当しないということですね。

○事務局 今回の申請理由は幾つかありますが、そのうちの一つに、スーパーサイエンスハイスクールの指定を受け、理数教育を推進しているとい

う点があります。スーパーサイエンスハイスクールにつきましては、5年間の文部科学省の指定事業であり、現在、全国で201校、道内で10校指定を受けている事業でございます。

○委員B 札幌日大高校は、その10校のうちの1校なのですね。

○事務局 はい。10校のうち、8校が公立高校で、2校が私立高校であり、そのうち1校が札幌日本大学高校となっております。

○委員B はい、わかりました。

○会長 他にご質問・ご意見ありませんでしょうか。

○委員A 新年度の高校入試に向けて、つい最近私学の応募者数が新聞等で発表されたところですが、私学間同士で、今の定員をしっかりと守っていかうという申合せがございます。もしこのことが崩れますと、応募者の多いところはどんどん生徒を確保できるし、応募者の少ないところは、ますます定員確保が難しくなりますので、今の定員でしっかりと協調してやっていかうと言うことが申合せになっています。強制力はありませんが、私学協会としては定員を守ってくださいと毎年取り組みを進めているところでございますが、結果として見込数が狂い、定員オーバーをしてしまって、道からご指導を毎年頂いている学校が幾つかございます。ですから、こういった理由で定員増が認められていけば、応募者の多いところはどんどん定員が増えていくことになって、北海道の公立においても私学においても、教育のありようが見通せなくなるという事態を招くことが想定されます。このことは、やはり、しっかりと守っていくようにしなければいけないということをご理解を頂きたいと考えております。

○会長 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○事務局 先ほど委員Bからご質問あった、生徒数の実績ですが、平成25年の5月は1,015人、平成24年の5月が1,044人、ちなみに平成23年は939人となっております、平成24年度から定員超過している状況にあります。

○会長 できるだけ多くの委員からご意見を伺いたいと思うのですが、いかがですか。

○委員D ただし書の確認なのですが、「教育条件が著しく向上されることが期待させる場合」とありますが、教育条件が著しく向上されるというのは、誰にとってということになりますか。地域社会ということでしょうか。

○事務局 当時、こういった意図でこういう言葉を使用したのかは分かりませんが、生徒にとってはもちろんですが、道内教育にとってもということを含んでいると考えております。

○委員D そういう理解で良いですね。

そうすると、先ほど委員Aも繰り返しておっしゃっていましたが、子供の数がどんどん少なくなっていくという状況の中で、公立高校、私立高校がそれぞれ話し合いながら、何とか適正な学校定員を作りながらやっていかうとしていきますので、地域社会の教育条件が著しく向上するようなことであれば、考えざるを得ないと思えますけれども、そうでない限りにおいて、この申請は、お互い苦労しながら調整している状況を切り崩してしまうような形になるのでないかという危惧を少し抱きます。もしも、これが認められることになると、本当に、いろんなことが歯止めなく起きてくるのではないかという心配を少し持ち

ます。以上です。

○会 長

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員E

このただし書にあります「社会経済の急速な変化に伴う新たな需要」についてですが、今は、社会経済自体が大きく変化をしてきているとは見えません。もしかしたら、一時的なものはあるのかもしれないということはあっても、これが継続したものになるのかどうか全く読めないところだと思いますし、中卒者の減少は、この事柄が定められて以来ずっと続いております。私は今回の申請理由は、今もなお減少傾向にあるという状況の中で、そのことを見越して定めたものに対して、それを覆すものには当たらないと考えます。

○会 長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

○委員F

これは、今までも札幌日大高校からずっと要望があって、今回出たと思うのですが、どうなのですか。今回初めて出てきたのですか。

○事務局

申請としましては、本年9月末に初めて出てきたものでございます。

○委員F

分かりました。私学審議会は、本来の私学の在り方ということも考えなければならぬのではないかと思います。小さい地域といいますか、人口の少ないところはどんどん中卒者数は減って行ってます。北海道の中では、札幌や音更といった何か所しか人口が増えていません。人口が増えている地域と減っている地域を合わせて、トータル的に減っているという見方はあると思うのですが、札幌の場合は、現実的に増えていると思います。そのような中で、私学は、創立、創始の精神に基づいて、公立とは違う特色ある教育をして、初めて私学だと思うのです。ニーズのある学校とない学校があるというのは、ある意味では当然のことだと理解するわけです。

このことと、今回の申請が当てはまる、当てはまらないというのは少し別だと思いますけれども、私は、私学の精神を尊重するが故に、それだけのニーズがある学校に対しては、いきなりすぐどんどん増やすということにはならないでしょうけれども、人口が増えている地域における私学を考えた場合、例えば、過去5年間これだけの応募者があって、これだけの実員になっているというような段階を踏んでいけば、全面的に認めるのではなくても、多少なりとも認めることもあってもいいのではないかと考えています。

どちらとも結論づけるわけではないのですが、私は、私学の特色を忘れてはいかなものかという意見でございます。

○委員B

今、委員Fがおっしゃったことに対して、私はもっともだと思っております。私学の特徴といいますか、学校ごとによって特徴が違うわけで、そういう特徴が違うところから生徒数が増えるところ、減るところが出てくると思うので、私もそれを認めていくというのは、そのとおりだと思っております。

ただ、今回の場合は実員数が3年前は939人であり、これは定員オーバーではありません。翌年の平成24年の5月1日が1,044人で定員オーバー、平成25年の5月1日も1,015人で定員オーバーにはなりません。定員オーバーではありますが、平成24年の1,044人から平成25年が1,051人と約30人減少しておりますので、平成26年の5月1日ではどうなるのかと思っております。少し微妙なところという印象を受けております。

また、道全体として中学生が減少しているということも考慮に入れ

て、総合的に考えて定員増を認めるか認めないかということだろうと考えております。

少し微妙ですが、委員Fに賛成でございます。

○会 長 他にまだご意見をお伺いしていない委員もおられるかと思いますが、どなたかいかがですか。

○委員G 結論から先にお話ししますと、私も委員F、委員Bと同じような意見を持っております。先ほど委員Fからお話がありましたように、この会は私学審議会ということで、私学の在り方を考えたときに、具体的な数字は別としても、それだけのニーズがあるということは確かなことですし、過去3年間のデータ実績で説得力のあるものになるかどうかは別にして、入りたいという人を、別の角度の組織というか、そういったもので抑制的にということがずっと続くようであれば、全く私学の在り方とは逆行する考え方になるでしょう。高校は義務教育ではありませんから、一般的な考え方からすれば、公立・私立を選んで入って来るということですから、当然そこにはニーズがあると思います。いろいろな歴史の中で、平成6年にこうなったものの、既にもう20年経っていますから、少し大がかりな作業になるのかもしれないが、時間をかけずに見直すということも必要ではないかと思っております。以上です。

○会 長 他の委員の方々、ご意見はございますでしょうか。

今までのお話ですと、意見が分かれているようでございますので、できるだけ多くの委員の方々からお話をお聞きしたいと思います。

○委員A これからの私学の在り方論ということについて、私学審議会では部会を設置するのであれば、そういう検討もあり得ると思います。

この審議会では基本的に、定員増について幾つかの条件が提示されている中で、そのことに十分適合している、あるいは対応しているという話を考えるべきであって、私学の在り方論というのは今日の議案ではないだろうと思います。したがって、このことを軽々に実施した場合には、公立の間口削減とか多様なところに波及効果が大きすぎますので、私学審議会としては通してはいけないのではないかと考えます。

札幌市内に、札幌日大高校よりも更に応募者数の多い学校はあるわけでございます。もし、ただ単に応募者があればどんどん増やして良いという考え方になるとすれば、そういった学校が同じ論調で拡大をしていったときに、本当に石狩学区の教育がどうなっていくのか、このこともこの審議会としては考えなければいけません。そういったことは今日論じるつもりはありませんけれども、他への影響が大きいということであれば、今日の審議会としては、残念ながら定員増を認める条件に当てはまらないということが結論ではないかと私は思います。

○会 長 他にご意見ございますでしょうか。委員H、いかがですか。

○委員H 私は、当事者ほど明確にこの問題を認識できていないと思っております。ただ、今の判断としては、委員Aと基本的に同じ考えです。私学の発展を目指してという考え方と、今、定員を増やすのかという問題は切り離して考えたいと思っております。

といいいますのは、先ほどから論じられておりますとおり、公立との協調は保ちながらも、私学は私学としての独自性というものを下さ

ないといけないと思います。「これからの私立高校の発展をめざして」を見たときに、これは平成6年のものであり、中身としてどれだけ踏み込んでいけるかどうかわかりませんが、これを再検討する必要があるのではないかと思います。データが変化しているものもあると思いますので、そういったアクションとカリサーチを行っていく必要があるのではないかと考えております。

結論としましては、今回は切り離して考えた方が良いのではないかと思います。ただし、大変な作業になってくるとは思いますが、より私学の発展を目指して、アクションとカリサーチといったものを起こしていく必要があるのではないかと考えます。

○会 長 委員Iはいかがですか。

○委員I こういう議論をうかがっていますと、かつて介護保険が導入されたときに、公的な大きなビジョンの中で一定の競合が図られていくことが、将来的に全ての住民が使っていくサービスにつながっていくとの議論があったことを思い出しながら聞いていました。

かといって、全ての事業所を担う方々が、共存ということ忘れて、弱肉強食という形で動いてきますとどうなのか。教育という分野の特徴でしようけれども、地域の中で公の一つのビジョンのもとに規制された中での共存ということが必要になってくるのではないかと思います。

今までの議論をうかがった中で、私なりの結論は、おそらく時代のニーズに合っているのだと思いますが、スーパーサイエンスハイスクールというチャレンジをしながら頑張っているところは評価はしていくべきだとは思いますが、あくまで地域全体のビジョンの中で組み立てられていくべきだと思います。

先ほど、担当者の方から説明のあった数字によりますと、必ずしも突出した成果を上げているということでもないと思いますので、全ての底上げを重視した形の判断をしなければならないので、私は今回は見送るべきと考えておりました。

○会 長 委員Jはご意見いかがでしょうか。

○委員J 確かに定員増をしてゆとりのある中で子供たちに教育をさせたいという思いと、それによって子供たち一人一人がいろいろなものを培ってより効果的な成長ができるということは分かるような気がします。

ただやはり、今審議するのは、現在あるこの項目に沿ってどうなのかということであると思いますので、「教育条件が著しく向上」、向上という中でも「著しく」という部分が、この定員増の申請の中では見えないと思います。

私学のこれからの在り方を検討していくということについては賛成なのですが、今回の申請については見送らざるを得ないのではないかなという気がしております。

○会 長 委員K、ご意見お願いできますか。

○委員K 私も今回はもう少し時間をかけて審議をしてはどうかと思っております。ニーズに合わせていろいろな取組をしているという段階ですが、6年ほど審議委員をしておりまして、ニーズに合った学科を作るという経過を見ておりますが、その反対にニーズに合わないからといって、どんどん学科が減らされているというのも目の当たりにしていると思

います。

ですから、ニーズがどの辺にあるのかということ判断するため、もう少し時間をかけて成果を見させていただいた方がよろしいと思います。

○会 長 一応、皆様の意見を伺いましたけれども、改めてご意見述べたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

今の皆さんの意見をうかがいますと、全会一致というのは、なかなか難しいという状況だと思われま。それで、審議会規則によりますと、衆議一致しない場合は出席委員の過半数で決議をするによる、可否同数のときは会長の決裁という規定がございます。このままですと結論が出ませんので、この規則に基づいてこの際多数決で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員F それで良いと思いますが、この現行の基準にのっとってということになりますと、新しい学科でない限り、いつまでたっても定員増はあり得ないということになります。したがって、この規定を審議会で見直すことがあってもよいのではないかと思います。

私どもは私立の高校の事情というのはわかりませんので、これだけの人数を増やすということについては、今回は認めないということによいと思いますけれども、その代わり、この規定の見直しは必要ではないかと思います。そうでなければ、この規定がある限り、いつまでたっても定員増は認められないのではないかと思いますので、この規定の見直しを何らかの形でやっていただければと思います。

○会 長 「規定」といいますのは、道の審査基準のことですね。

○委員F そうです。平成12年のです。文言の解釈の仕方をどうするのかということになります。

○会 長 おっしゃるご意見はよくわかりますが、本日のこの場においては、審査基準そのものについて議論してどうこうということは議題になっていません。今後この審議会において、審査基準そのものをどうするのかという議論があるのであれば、別の機会に見直し等の意見をお伺いしたいと思いますが。

○委員C 委員Fに反論するわけではありませんが、これは最低限の制限項目なのです。公立高校が各地で統廃合されていますが、この基準は公私間の調整をある程度重視した折衷案だと思うのです。逆にいえば、この基準を満たす学校であれば、定員増を認めていいわけです。これだけのニーズがあって特色のある学校であれば認めていいですよ書いてあるのですから、そういう場合には定員増に反論できませんが、これは最後の秩序を守るための規定だと思っていますから、考えるのは構いませんけれども、私は今の委員Fの改正を前提というのはあまり好ましくないのではないかと思います。

○会 長 今回の審査基準についてはご意見もあることですので、この場では議論は進めないで、何かありましたらまた別の機会を設けていただくということにして、今日は、定員増の学則変更認可について、現在の審査基準に見合うかどうかという判断になってしまうと思います。委員Fよろしいですか。

○委員F はい。

○会 長 委員Bはいかがですか。

○委員B 平成25年5月1日現在の生徒数が減っていますので、平成26年度

の動向などを見て判断をした方が良いかなと私は考えます。今回は見送って、平成26年5月1日で増えるようであれば、また学校の方から申請を出してもらったらいいのではないかなと思います。今回は見送るのが無難ではないかと考えております。

○会 長 見送るといのは、認可しないという結論でよろしいですか。

○委員B はい、認可しないという結論です。

○会 長 念のために、現在の審査基準に基づいてこれは認可すべきだという意見の委員はおられますか。よろしいですか。

そうすると、今回の申請については、現在の審査基準に基づいて、認可することを承認しないという結論でよろしいですか。全会一致ということではよろしいでしょうか。

(異議の意見等はなく、全会一致で認可不可とされた。)

○委員H 今回はそのような結論になったと思うのですが、私が勝手に思いますのは、もしも私が申請した学校に所属していたならば、また、申請してくる可能性があると思います。それから、なぜ駄目だったのかと問われたら、道の方でも、この審議会でも説明をしなければならないと思います。

今回、基準を改正する必要はなくて、申請する側がもっと工夫をすればよいとのご意見もありましたが、他方では、基準というものは時とともに変わってもおかしくないというご意見もありました。

こういったことも考えられると思います。先ほどは、基準を変えることを前提にしたようなお話がありましたが、そうではなく、この議論を深める機会を設けるといのが一度くらい何かの機会にできないでしょうか。

説明の仕方によっては、申請した学校はもっとやる可能性があります。私学ですからいろいろ挑戦するのは良いことだと思います。そういったことだって当然考えられます。ですから、こちらも改正が前提ではありませんが、前向きにもう少しもんでおくことがあってもいいのではないかと思います。この審議会になじまないものでしょうか。

○会 長 いや、そういうことはないと思いますけれども。

○委員H もちろん、そういうことをやれば、延々と切りがないので、どこかで区切ってということが必要かなと思います。といいますのは、くだいですが、やはり挑戦して申請してきてますので、それに答える準備が必要だと思います。今までいろいろなご意見が出され、それぞれの立場でのご意見も出されていますので、審議会としてももう少しもんだ方がよいかなと思います。

○会 長 今日皆様方からお伺いしたご意見は、非常に重要なことだと思いますので、今おっしゃったような形で議論する場があってもよいかなと思います。私は今期で退任いたしますので、次期メンバーでということになると思いますが、新年度にご検討いただければと考えております。

8 その他

「子ども・子育て支援新制度施行に伴う幼稚園の設置等の認可に案する審査基準の改正」並びに「解散認可法人の清算結了報告」について、事務局から一括して説明した。

【質疑応答】

○委員 株式会社の場合には、解散し、清算を粛々と行って、清算終了したら清算終了の登記をしますのですけれど、解散の決議と清算終了の決議の間に、通常1年、2年の期間がありまして、そういった場合であっても、途中で目的を変更したり、もう一度事業をやるということも株式会社の場合は可能なのですが、学校法人の場合には、解散した後に、清算中の学校法人が、途中で、理事会などで決議をして、清算終了せずに、また別の事業を開始するということは可能なのでしょうか。また、そのような事例はあるのでしょうか。

○事務局 学校法人は、学校を運営する法人ですので、学校の設置ということで考えますと、認可を受けて実施する形になります。学校法人の解散認可というのは、その前に学校の廃止認可もしておりますことから、設置する学校が一つもない状態になって、学校法人の解散の認可もしているということです。ですから、また新しい事業を始めたいということであれば、学校法人の解散認可をしてしまった後であれば、もう一度学校法人の設置認可申請をしていただいて、また新たに学校の設置認可申請も出していただいて、認可を受けないと事業の実施ができない仕組みとなっております。

(このほか、出席委員からの質疑なし)

9 閉 会

今期をもって退任予定の委員及び会長が挨拶し、平成25年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。